

## ■「令和2年度大阪周遊促進事業」に係る企画提案公募に対する質問への回答

【質問受付期間】7月22日から8月6日まで

※ 類似のご意見・ご提案につきましては、まとめて公表しています。

質問内容		回答
<b>事業内容について</b>		
1	新型コロナウイルスの感染が拡大している中、集客事業を実施するのか。	大阪府においては、新型コロナウイルス感染防止を図りながら、経済活動を両立させることを目指すこととしており、そのため、十分な感染防止対策を行ったうえで、本事業を実施することとしている。
2	今後、さらなる新型コロナウイルス感染拡大が起こった場合、本事業は取りやめになるのか？	今後さらに新型コロナウイルスの感染拡大が生じ、事業の実施そのものに支障をきたす恐れがある場合においては、その都度府と協議を行うこととする。
3	事業の趣旨・目的に「全国から大阪を訪れる方等を府内全域に誘導・周遊させるため」とあるが、本事業のターゲットは大阪府民及び近隣府県民ではなく、それ以外の遠方から大阪市内へ来訪した人の大阪市域外への周遊促進、又は大阪市域外を目的として遠方からの来訪を促進するものと考えべきか。	全国から大阪を訪れる方等を府内全域に誘導・周遊させることを目的としており、大阪府民や近隣府県のみ限定していない。
4	事業の趣旨・目的に「全国から大阪を訪れる方等」とあるが、ターゲットはどのような層なのか。	府内の歴史や文化、食、特産品等地域の特色を生かした具体的な周遊コースを設定する中で、個々のターゲットを検討すること。
<b>仕様書・公募要領等について</b>		
1	(2)で作成するパンフレットには、特定の飲食店を掲載してもよいのか？	地域の魅力としての食や特産品の紹介を想定しており、特定の飲食店の宣伝広告となるような紹介は不可。
2	(1)について、提案コースやスポットの最低数があるか？	各エリアで最低1コースの提案を求める。スポット数は問わない。
3	(2)について、自社で運営している体験型コンテンツの広告を掲載してよいのか。	大阪府広告事業要綱及び大阪府広告事業掲載基準を参照すること。具体的な内容については、契約後に個別審査を行う。
4	プロモーションの実施にあたり、広告掲載等は可能か、また獲得した広告費等は、受託事業者側ですべて処理することは可能か？	獲得した広告費等の収入は、受託者側ですべて本事業に充当してもよい。
5	周遊コースのプロモーションにあたり、本事業のためにホームページを立ち上げる場合、レンタルサーバーを使用する予定。この場合、事業終了後のレンタルサーバー使用権も大阪府に帰属し、利用料金(ランニングコスト)も無償で使用するという理解になるか？	有償、無償に関わらず、事業終了後のレンタルサーバーの使用権は求めない。
6	仕様書5(3)について、イベントを開催した場合、イベント費用は本委託料に含まれるのか。または有料開催することは可能か。	イベント開催を提案する場合、その費用は委託料に含まれる。また、有料開催することも可能。その場合、イベント参加費などは実費相当分の徴収とするか、事業の拡大に充てることとする。
7	仕様書5(6)について、本事業により得た成果物および成果物に使用するために作成した素材をどう利用するのか？	大阪府や地元市町村等のホームページへの掲載や、各自治体のSNS等での情報発信などを想定している。

質問内容		回答
8	仕様書5(6)に「成果物及び成果物に使用したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権は大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする」とあるが、著作権については、大阪府と受注者で持分均等で共同保有することは可能か？ また、施設等から受けた写真素材の著作権を大阪府へ譲渡することの許諾を得られないことも想定され、第三者に著作権があるものは第三者に留保、また、受注者が過去の発行物で使用したものの著作権については、受注者に帰属という対応も可能か？	仕様書5(4)の条件を満たすことを基本とするが、著作権や肖像権等に課題がある素材の扱いは個別に協議する。
9	仕様書6(3)で、「情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属する」とあるが、受託者と大阪府間で個人情報保護に係る手続きを行うことは可能か？	契約時に、受託者と大阪府で個人情報保護に係る手続きを行う。
10	仕様書7に記載の諸記録とは何か？	事業計画、契約書等、事業実施において大阪府と交わした書類及びガイドブックの作成、プロモーション事業実施に係る経費に関する書類一式を示す。
11	企画提案書の仕様について、ページ数、サイズ、ラフのサイズ(原寸または縮小可)等の規定があれば、教えてほしい。	定められた様式以外に追加資料がある場合は、そのページ数、サイズ等の規定はない。
12	新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みとは具体的に何か。	イベントについては、「業界別ガイドライン」を遵守するとともに、適切な感染防止策を実施し、国の接触アプリ「COCOA」や感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」を導入したうえで、参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催。実施に当たっては、府における「新型コロナウイルス対策本部会議」の方針を遵守すること。 【参考】 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html</a>
13	周遊コース上の施設は、感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムに登録されているところのみを対象とするのか。	周遊コース上の施設は、感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムに登録されているところが望ましい。
14	(3)企画(仕掛け)とは、どのようなものを想定しているのか。	設定した周遊コースが魅力的で、地域での消費にもつながるものなのかを検証するため、実際に周遊コースを楽しくめぐり、周遊コースを活用した参加型イベント等を組み込むなど、話題性があり人を惹きつける企画を想定。
15	(3)における「成果目標」とは、どのようなものなのか。	参加人数や現地での消費につながった金額、参加者の満足度など。
16	仕様書5(3)について、(1)で設定したすべてのコースにおいて実施すべきか。	周遊コースをめぐる企画の実施については、提案事項とする。
17	仕様書5(1)について、エリア内の全ての市町村を含む必要があるか。	全ての市町村を含める必要はない。
18	大阪府や大阪観光局、市町村などが所有する広報素材の提供を受けることは可能か。	府が所有する広報素材については、所管部局との調整により提供は可能。 府以外の所有する広報素材の提供を受ける場合には事業者において各関係機関と調整し、使用の承認を得ること。その際は仕様書「5(6)著作権について」の条件を満たすこと。
19	仕様書5(1)について、観光バスによる周遊ツアー等をコースとして設定してもよいか。	可能である。
20	仕様書5(1)について、留意点に「鉄道路線やバス等公共交通機関など」とあるが、マイカーを利用したコースを設定してもよいか。	可能である。 所要時間や駐車場の整備状況など、利用者と地域住民に配慮したコースを設定すること。

質問内容		回答
21	公募要領2について、「事業開始」の「事業」とは仕様書5のどれを指すのか。周遊ルートに掲載したリーフレットは契約後すぐに発行する必要はあるのか。その場合は提案書提出の段階で確定した内容のリーフレットを提案する必要はあるのか。	「事業」とは仕様書5(1)魅力的な周遊コースの設定を指す。 なお、リーフレットを含めたプロモーションについては、それぞれの媒体に応じた効果的な発行時期を考慮し、提案すること。
22	仕様書5(1)について、万博記念公園を必ず含まなければならないのはなぜか。	2025年には関西万博の開催が大阪で予定されており、万博記念公園は50年前に大阪で開催された大阪万博のレガシーであることから府内周遊の拠点としてコース設定を求めているもの。
23	仕様書5(1)について、全エリアでアピールしたいテーマやコンセプトは何か。また、これに関する閲覧可能な資料はあるのか。	大阪府域の歴史、文化、食、特産品等地域の周遊、消費につながるテーマを設定し提案すること。
24	仕様書5(1)について、府県境を越えて他府県の観光施設をコース内に組み込んでもよいか。	可能とする。
25	仕様書5(2)について、飲食店情報を掲載する際に記載してよい情報は何か。	店舗の情報(屋号及び住所、電話番号等)については制限を設けていない。ただし、府や大阪観光局、地域の観光協会や市町村の観光情報に掲載されている店舗とすること。
26	仕様書5(2)について、リーフレットの作成は日本語・英語併記で10,000部でもよいか。	提案事項とする。
27	仕様書6(4)について、大阪府と協議のうえ再委託が認められた事例はどのような内容か。	原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。  1. 業務の主要な部分を再委託すること ※業務の主要な部分とは、委託業務の目的を達成するための主たる業務をいう。 2. 契約金額の相当部分を再委託すること。 ※契約金額の相当部分とは、契約金額総額の50%を超える場合をいう。  再委託となる場合は、府と協議することとし、再委託の範囲を超える場合は共同企業体を組織すること。
28	仕様書5(1)について、各周遊コースをめぐる日数は何日程度を想定しているのか。	周遊コースによるものとし、提案事項とする。
29	仕様書5(1)について、宿泊情報も必要か。	周遊コース上必要であれば掲載してもよい。
<b>審査について</b>		
1	プレゼンテーションの持ち時間は何か分か？	未定。なお、昨年度実施した、類似事業でのプレゼンテーション時間は15分。
2	どういった方が審査するのか？	プロモーションや地域の魅力発信について知見を有する方。それ以上は、事業者間の公平性を期すため、回答不可。
3	プレゼンテーション審査について、提案者側の参加人数に上限はあるのか？ある場合、何名までか？	説明者席に着席できる5名を上限とする。

質 問 内 容		回 答
その他		
1	7月30日の事業者説明会に参加できなかったが、説明会に参加していなくても企画の提案は可能か？	可能。説明会への参加の有無が、審査に影響することはない。
2	様式1、様式8について、本社が府外にある場合、大阪支店・営業所の代表者名、押印でよいか。	原則は代表機関(代表取締役)または表見代理の押印が必要である。 ※表見代理 1.社長、副社長、会社法第354条の表見代表取締役 2.支配人、本店営業部長又は支店長(支社長)等、商法第24条の表見支配人  それ以外の場合は、代表機関(代表取締役)からの委任状、使用印鑑届を作成し、提出が必要である。(様式6、様式7参照)
3	公募にあたっては、大阪府の入札参加資格が必要か。	入札参加資格は問わない。
4	企画提案書について。様式2への記載に加え、別途企画提案書を作成することは可能か。	可能とする。
5	納税証明書について。新型コロナウイルス感染症の影響により、納付の猶予申請を行っており、納税証明書が取得できない場合はどのように対応すればよいか。	直近(平成30年度)の納税証明書に、納付の猶予申請書(都道府県税事務所・税務署の受付印押印)のコピーを添付して提出すること。
6	障害者雇用状況報告書の写しについて。新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は申告期限が延長されている(今年度のみ令和2年8月31日が提出締切)。公募締切までに提出ができない場合はどのように対応すればよいか。	直近(平成30年度)の障害者雇用状況報告書の写しを提出すること。
7	リーフレットを作成するにあたり、他会社と共同で事業を行いたい場合は、どのように対応すればよいか。	共同企業体として協定を結び、必要書類を提出すること。
8	リーフレットの設置場所や期間など、既に想定してる内容はあるのか。大阪府や府内市町村の関係施設などに無償でリーフレットを配架することは可能か。	リーフレットの設置場所や期間は提案内容とする。 また、府に関係する施設での配架については、咲洲庁舎(さきしまコスモスタワー)1階の展望台ロビー横での配架は可能。 それ以外の施設については協議が必要。
9	大阪ミュージアムのSNS等で告知が可能か。本事業に関するWEBサイト及びSNSは新規作成する必要があるのか。もしくは、大阪府所有のものを利用できるのか。	魅力づくり推進課では大阪ミュージアムホームページやFacebook、及びトリップアドバイザーの旅リストを広報手段として運用しており、本業務に関する内容は掲載、告知が可能。 委託内容の範囲内で、あらたなホームページ等を立ち上げることも提案内容とする。
10	新型コロナウイルスやその他の事情により、イベント中止や媒体の発行中止となった場合、それまでに発生した経費やキャンセル料を大阪府に請求することは可能か。	新型コロナウイルスの感染拡大により事業の実施そのものに支障をきたす恐れがある場合においては、その都度、事業進捗を見極め、契約内容について大阪府と協議を行い決定するものとする。
11	昨年度実施された「百舌鳥・古市古墳群をめぐる周遊ルート策定事業」において作成されたスマホ用アプリは、利用者からどのような反応があったのか。	プロモーションの実証実験において、PINNARをダウンロードいただいた方には、ルートナビゲーション機能や施設説明についてはおおむね好評ではあった。